

いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

1 日時

平成 30 年 8 月 3 日（金）午後 3 時 15 分～午後 4 時 45 分

2 場所

市立保健福祉センター 5 階 多目的ホール

3 出席者

(1) 委員（17 名中 13 名出席・2 名代理出席）

- ア 杉本 こども部 部長 会長
- イ 津田 こどもを守る課 課課長 副会長（新任）
- ウ 福田 大阪府中央子ども家庭センター 相談対応第二課 課長
- エ 中坊 大阪法務局人権擁護部 第二課 係長
- オ 山崎 市立梅が丘小学校 校長
- カ 佃 市立第十中学校 校長
- キ 笠谷 寝屋川市民生委員児童委員協議会 副会長
- ク 羽根田 寝屋川地区人権擁護委員会 会長
- ケ 彗良 大阪府寝屋川保健所 地域保健課 課長（代理出席）
- コ 田伏 人・ふれあい部 次長 兼 人権文化課 課長
- サ 塚本 福祉部障害福祉課 課長
- シ 山口 学校教育部教育指導課 課長
- ス 遠藤 学校教育部教育研修センター 所長
- セ 高島 社会教育部青少年課 係長（代理出席）

(2) 欠席委員

- ア 青山 寝屋川市医師会 副会長
- イ 松本 大阪府寝屋川警察署 生活安全課 少年係 係長
- ウ 五月女 寝屋川市社会福祉協議会 総務課長

(3) コーディネーター

中村 中村善彦法律事務所 弁護士

(4) 事務局・関係職員

- ア 辻 こども部 次長 兼 こどもを守る課 課長 副会長（前任）

イ 岡本 こどもを守る課 係長

ウ 水谷 こどもを守る課

(5) 実務者

山地 教育指導課 係長

4 会議内容

(1) 会議の公開・非公開の決定

杉本会長より、本会議においては不開示情報を会議の資料又は議題とすることを予定していないため、原則として本会議を公開としてよいか提案があった。

この提案について、委員からの異議がなかったため、原則、公開とすることが決定された。

(2) 新任委員紹介

辻副会長より、山田和弘氏が平成 30 年 3 月 30 日付けで本会議の委員を退任されたことに伴い、大阪法務局人権擁護部第二課係長の中坊廉男氏が、その後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。

併せて、西田要一氏が寝屋川市立小学校校長会長を交代されたことに伴い、平成 30 年 4 月 24 日付けで本会議の委員を退任されたことから、寝屋川市立小学校校長会長の山崎淳氏が、その後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。

次に、大森友清氏が寝屋川市立中学校校長会長を交代されたことに伴い、平成 30 年 4 月 24 日付けで本会議の委員を退任されたことから、寝屋川市立中学校校長会長の佃千春氏が、その後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。

次に、松本一美氏が大阪府寝屋川保健所長を交代されたことに伴い、平成 30 年 5 月 1 日付けで本会議の委員を退任されたことから、大阪府寝屋川保健所長の宮園将哉氏が、その後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。

次に、澤井利之氏が平成 30 年 4 月 1 日付けで人・ふれあい部人権文化課長を交代されたことに伴い、本会議の委員を退任されたことから、人・ふれあい部次長兼人権文化課長の田伏雅弘氏が、その後任委員として新たに就任

された旨の説明がなされた。

次に、赤堀慎氏が平成 30 年 4 月 1 日付けで社会教育部青少年課長を交代されたことに伴い、本会議の委員を退任されたことから、社会教育部青少年課長の川原祐氏が、その後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。

次に、事務局であるこどもを守る課において、辻副会長に代わり、津田委員が、その後任委員として新たに就任された旨の説明がなされた。

最後に、新任委員の任期は、寝屋川市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱第 4 条第 1 項の規定に基づき、前任者の残任期間である平成 30 年 10 月 17 日までとの説明がなされた。

(3) 副会長の選任

辻副会長より、辻副会長の委員退任に伴い、いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の第 6 条第 1 項に基づき、新たに副会長を選任する旨の説明がなされた。

この説明について、山口委員より、前任のこどもを守る課辻課長の後任である、こどもを守る課津田委員が推薦され、委員からの異議がなかったため、津田委員を副会長に選任することが決定された。

(4) いじめ防止対策等の取組について

事務局（岡本）より、資料 3 に基づき、いじめの認知件数等についての説明がなされた。

次に、中村コーディネーターより、資料 4 に基づき、平成 29 年度における本市及び関係機関・団体のいじめ防止等の取組について、委員からそれぞれの所属の取組内容を一言ずつ紹介するよう求められた。

〔津田委員（こどもを守る課）〕

こどもを守る課は、いじめ防止等に係る組織として、本会議であるいじめ問題対策連絡協議会の事務局を担当している。また、いじめ防止等対策連絡調整会議を月 1 回開催し、事例検証等を実施している。

次に、相談体制の整備・周知として、今年度から、幼児期からのいじめ防止の取り組みとして、就学前児童への啓発リーフレットの配布を実施し、相談窓口の周知を図った。

〔田伏委員〔人権文化課〕〕

人権文化課では、毎年 12 月の寝屋川市人権週間に啓発活動を実施している。今年度は 12 月 4 日に、寝屋川市駅と萱島駅の 2 駅で啓発活動を実施する予定である。

〔中坊委員（大阪法務局人権擁護部）〕

大阪法務局人権擁護部では、相談体制の整備・周知として、「子どもの人権 110 番」電話相談、子どもの人権 SOS ミニレター、子どもの人権 SOS-e メールを実施している。

「子どもの人権 110 番」では電話相談を行っており、夏休み明け前後の時期に、いじめの問題で登校したくない旨の相談が多いことから、今年度は 8 月 29 日から 9 月 4 日まで電話相談の受付期間を延長した。

次に、「子どもの人権 SOS ミニレター」では、小・中学校の児童生徒を対象にミニレターを配布し、悩みごとのある児童生徒への相談対応を図った。大阪府では、毎年 1,000 通ほどの手紙が子ども達から送付されており、寝屋川市からも 20 通ほどの手紙が送付された。送られてきた手紙は、教育委員会及び各小中学校と連携し、回答している。

また、啓発活動として、人権教室、人権の花運動等を実施している。これらの活動では、スポーツ組織と協力して、人権について啓発するとともに、いじめ問題についても取り上げている。大阪法務局だけでなく、人権擁護委員等の関係機関と協力して、人権の大切さを教える事業を展開している。

〔羽根田委員（寝屋川地区人権擁護委員会）〕

寝屋川地区人権擁護委員会では、相談体制の整備・周知として、先に紹介のあった「子どもの人権 110 番」等の活動を、大阪法務局人権擁護部の協力のもと実施している。

啓発活動としては、小・中学生人権教室と人権の花運動を実施しており、今年度は、市内 2 校の小学校を対象に、人権の花運動を実施した。

また、昨年度の 3 月に、NTT ドコモと連携した人権教室等の開催を予定していたが、インフルエンザの流行により中止となったため、今年度の 10 月 23 日に再度実施する予定である。

〔佃委員（市立中学校）〕

近年の SNS 普及に伴い、いじめの様相が見えにくい傾向があることから、そのようないじめが発生した場合にも迅速かつ適切に対応できるよう、専門家を招聘した研修を実施するなど、教員の指導力向上を図っている。

また、中学生サミットを開催し、子どもたちが自分たちで SNS、いじめ等について考える機会を与え、それを基にした、いじめ撲滅劇を上演している。いじめ撲滅劇は 10 年以上実施しており、今年度は 7 月 24 日にいじめ撲滅劇を上映した。中学生サミットでは、子どもたちがいじめについて討論することができ、充実した取組になったと考えている。また、関係諸機関との連携を一層進めるとともに、生徒への啓発活動を維持して行い、いじめ防止に取り組んでいる。

〔山崎委員（市立小学校）〕

学校におけるいじめに対する取組として、起こっていることを見逃さない取組、起こった時にそれを解決に導く取組、未然防止の取組の 3 点を実施している。

起こっていることを見逃さない取組では、国のいじめ防止基本方針の改定を受け、36 校すべてのいじめ防止基本方針を改定した。改定したいじめ防止基本方針は、現在、各校のホームページで公開している。また、いじめのアンケートを年 4 回以上実施する方針を校長会で共有した。さらに、いじめを受けていると判断された児童に対しては、保護者と連携して対応する旨を、校長会で通達している。また、懇談、家庭訪問等も定期的の実施し、児童、生徒、保護者との面談からいじめ問題を見逃さないように取り組んでいる。

起こった時にそれを解決に導く取組では、各校でいじめ防止に係る委員会を設置し、対策会議を開催している。いじめを認知した場合、いじめ防止対策委員会を開催し、教育指導課とも連携して対応している。また、スクールソーシャルワーカーの指導のもと、虐待といじめに係るケース会議も適宜開催している。

未然防止の取組として、今年度より、小学校に道徳科が設置された。中学校においても、来年度に設置予定である。道徳科では、週に 1 回、道徳の授業を実施し、子ども達に道徳とは何かを考えてもらっている。道徳科の他に、豊かな心を育てることを目的に、人権詩や人権作文の作成、車椅子体験等を

実施している。次に、子ども達の自己肯定感を育むことを目的に、学校内での異学年交流及び他校との同学年交流を実施している。また、教育指導課で実施して頂いているハートプログラムに基づき、同じ中学校区の2校の小学校6年生同士及び中学校入学後の交流も実施している。最後に、平成27年度から、中学生サミットに加え、小学生サミットを開催しており、いじめ撲滅も含めた、よりよい学校づくりのために自分たちに何ができるのかを児童達に考えてもらっている。

〔遠藤委員（市教育研修センター）〕

教育研修センターでは、相談体制の整備・周知として、臨床心理士を配置した教育相談（さわやかライン）並びに子ども専用フリーダイヤル電話相談を実施している。教育相談では、不登校に関する相談が多く、いじめに関する相談ケースも見られる。臨床心理士が相談を担当し、学校につなげる等の対応をしている。また、子ども専用フリーダイヤル電話相談では、小学校3年生から中学校3年生までを対象に、フリーダイヤルの電話番号が記載されたカードを配布し、窓口の周知を図っている。

〔山口委員（教育指導課）〕

教育指導課では、いじめ防止等に係る組織として、平成28年度にいじめ問題対策委員会を設置し、定例会議において有識者からいじめ防止・対応に係る助言を頂くとともに、重大事態が発生した場合に、事実関係の調査を行うことができるようにしている。

定例会議については、年3回実施しており、今年度はすでに6月に開催した。今後、12月及び2月にも開催を予定している。

次に、相談体制の整備・周知として、スクールカウンセラーによる相談活動を実施している。各中学校区にスクールカウンセラーを1名配置し、子ども達からの悩み相談、いじめの未然防止及び早期発見等に努めてもらっている。

また、学校にスクールソーシャルワーカーを配置している。これは、福祉的なアプローチを取り入れることで、関係機関との連携を促進し、いじめ問題等の解決を図る取組である。いじめ等の問題行動の背景には、子ども達が家庭環境等における課題を抱えているケースが多い。いじめ問題に対して、

組織として丁寧に対応するため、スクールソーシャルワーカーにケース会議に参加してもらい、助言を頂く他、講師として研修会に招き、教職員のスキルアップを図っている。

次に、相談活動では、今年度も小学校1年生と小学校3年生を対象に、教育相談員による巡回参観を実施し、児童への具体的な支援方法について助言している。教育相談員は、小・中学校からの要請に応じて、適宜学校に派遣している。

その他の取組としては、ピア・サポート事業を行っている。小学校6年生が中学校生活へスムーズに進学できるよう、豊かな人間関係を築き、いじめの起きにくい土壌を形成することを目的として、ハートプログラムを実施した。

また、小学生サミットと中学生サミットを7月24日に開催した。小学生サミットでは、市内24校から児童会代表の児童が2名ずつ参加し、「学校をより良くする取組」をテーマに話し合いをしてもらった。中学生サミットでは、毎年いじめ撲滅劇を上演していたが、今年度は6月の震災の影響から、事前に撮影したいじめ撲滅劇を上映した。

〔高島係長（青少年課）〕

青少年課では、子どもへの暴力防止プログラム（CAP）の取組を実施している。子どもが虐待、いじめ等の暴力に主体的に対応するためのプログラムであり、小学校3年生と小学校6年生を対象に実施している。平成29年度においては、122クラスに実施し、参加児童数は3,716人を計上した。

また、子どもへの暴力防止プログラム（CAP）の内容を保護者に周知することを目的に、おとなのCAPを実施している。おとなのCAPについては、9月に市内コミュニティセンター6か所で1回ずつ実施する予定である。

〔塚本委員（障害福祉課）〕

障害福祉課では、いじめ防止として、差別解消に係る啓発活動を、事業所を対象に実施している。また、日々の市民対応の中で、虐待やいじめについて相談を受けた場合、関係機関に繋げている。

〔夙良課長（寝屋川保健所）〕

大阪府寝屋川保健所で実施している「こころの健康相談」は、対象がおお

むね 18 歳以上となっており、現在、いじめを受けている児童生徒の相談対応はしていない。

しかし、相談に来られる方の生活歴を聞き取る中で、過去にいじめを受けたエピソードが語られるケースは珍しくない。いじめの経験を通して自己肯定感が低くなって生きづらさを抱えていたり、場合によっては PTSD の症状に今なお苦しんでおられるケースもある。いじめ問題はその後のメンタルヘルスに大きな影響を与えており、その防止は重要な取り組みであると考えている。

〔福田委員（大阪府中央子ども家庭センター）〕

大阪府中央子ども家庭センターでは、相談体制の整備・周知として、児童相談の対応を実施し、おおむね 25 歳までの青少年の相談を受けている。地域の支援体制が充実していることもあり、大阪府中央子ども家庭センターへいじめに係る相談がされることは少ない。しかし、虐待通告の中には、子どもがいじめの加害者となるような行為をしたことに対して父親が体罰を行うケースや、家で虐待を受けている子どもが学校でいじめの加害者となるケースも見られる。これらのケースに対しては、学校等と連携し、対応を図っている。

また、子ども専用フリーダイヤルを設置し、子どもからの相談を受け付けている。電話相談で解決するだけでなく、来所につなげ、直接相談対応するケースもある。

〔笠谷委員（民生委員児童委員協議会）〕

民生委員児童委員協議会では、子ども達を地域で見守っている。登下校の見守りをし、雨の日に傘を持っていないなど、子ども達のわずかな変化を読み取り、学校や関係機関につなげている。不登校の子どもについても学校に連絡しており、各校区では、こどもを守る課と連携し、地区の相談をしつつ見守りを実施している。夏休み期間においても、公園等の子どもが集まる場所を対象に、注意深く見守り活動を実施している。また、まちかど福祉相談所に民生委員から相談員を設置し、月に 1 回相談の場を設けている。まちかど福祉相談所では、保護者や高齢者から相談があり、必要があれば関係機関につなげている。その他の取組では、11 月の街頭啓発に参加している他、今

年度より、子育て支援の一環として、子育て啓発プロジェクトを立ち上げた。
「赤ちゃんは泣くものだ」という認識を市民に周知することで、子育てに勤しむ母親を支援できればと考えている。

各委員による取組の紹介後、中村コーディネーターより、弁護士会の取組として、弁護士によるいじめ予防出張授業について紹介がされた。

(5) 児童虐待防止・いじめ防止の合同街頭啓発について

事務局（水谷）より、児童虐待防止・いじめ防止の街頭啓発について、平成30年11月1日午後5時から市内4駅（京阪寝屋川市駅、香里園駅、萱島駅、JR東寝屋川駅）周辺で実施される旨の説明がなされ、参加する関係機関等への協力が要請された。

(6) その他

事務局（水谷）より、次回はいじめ問題対策連絡協議会の会議開催は平成31年2月6日を予定している旨の説明がなされた。

杉本会長より、他の案件についての確認が行われたが、提案がなかったことから会議は終了し、散会となった。